

裁決申請書

年 月 日

収用委員会殿

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則第三項の規定による損失の補償について、同法附則第四項の規定による協議が成立しない（協議をすることができない）ので、同法附則第五項の規定により、左記のとおり裁決を申請します。

記

協議の経過	損失の補償の見積り及びその内訳	損失の事実	土地等		相手方の氏名及び住所
			種類及び数量	所在地	